

事業主のみなさまへ

～労働保険の成立手続はお済みですか～

労働保険とは、労災保険（労働者災害補償保険）と雇用保険をまとめた「総称」で、法人・個人に関わらず、パートやアルバイトでも労働者を一人でも雇用する事業主は、労働保険に加入する義務があります。

** 労 災 保 険 **

労働者の方が業務中や通勤途中に事故にあった場合に、必要な保険給付を行い、被災された方や遺族の方の生活を保護し、併せて社会復帰を促進する事業を行う為の保険制度です。

○通勤時・勤務中にケガをしてしまったとき《療養（補償）・休業（補償）給付》
（実際例）

*労働者が出勤途中交通事故にあい負傷したが、相手の車は無保険であった。
労災保険は、負傷した労働者に療養給付及び休業給付を行った。

○傷病が治ゆしたが、身体に障害が残ったとき《障害（補償）給付》
（実際例）

*労働者が業務中、工場内の機械に指を挟まれ切断した。
治ゆ後、労災保険は障害補償給付を行った。

○業務・通勤時の事故により死亡したとき《遺族（補償）・葬祭給付》
（実際例）

*労働者が業務中、屋根から転落して死亡した。
労災保険は、死亡労働者と生計維持関係のあった遺族に対して遺族補償年金を給付し、併せて葬儀に要した費用を葬祭料として給付した。



** 雇 用 保 険 **

労働者の方が失業した場合に、失業手当等を給付したり再就職を促進する事業を行う為の保険制度です。新たに労働者を雇入れた場合は、保険料の納付とは別に、その都度、事業者を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）に「雇用保険被保険者資格取得届」の提出が必要です。

労働者の方には

○労働者が失業したとき《生活の安定を図る為の失業給付金・再就職手当、職業訓練手当等》

○60～65歳未満の継続雇用されている方で、60歳到達時点に比べて賃金が一定割合低下したとき
《高年齢雇用継続給付金を支給》

○育児・介護に専念するため一定期間休業を取得したとき
《育児休業給付・介護休業給付金を支給》

○対象の教育訓練を受講した場合その一部の費用を支給。《教育訓練給付金》

事業主の方には

○事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者を雇用する場合。
《地域雇用開発助成金》

○高齢者・障害者等の就職困難者を雇用する場合。
《特定求職者雇用開発助成金》

○すぐに常用雇用するには不安があるので試行的に雇用する場合。
《トライアル雇用奨励金》



★労働保険手続については、労働保険事務組合に委託する制度もあります。